

敬老事業費補助金の変更点について

1 補助対象事業

事業の選択制から変更する

令和7年度	➔	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老会事業 ・ 記念品贈呈事業 ・ 実施しない 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老会事業 ・ 記念品贈呈事業 ・ 敬老会事業と記念品贈呈事業 ・ 実施しない

2 補助金の単価

ア 地区対象人数による定額

令和7年度		➔	令和8年度	
100人以下	5,000円		100人以下	10,000円
101人以上200人以下	10,000円		101人以上300人以下	30,000円
201人以上300人以下	20,000円		301人以上	50,000円
301人以上	30,000円			

イ 敬老事業の人数に応じた金額

令和7年度	➔	令和8年度
敬老会事業 : 1人 2,500円 記念品贈呈事業 : 1人 1,000円		一律 : 1人 1,300円

注意) 令和8年度において、敬老事業と記念品贈呈事業どちらにも該当した対象者は敬老会事業のみに計上すること (重複計上は認めない)

3 様式及び提出方法の変更

・ 様式

両事業を補助するため、総括の欄を作成

・ 提出方法

Logo フォームによる電子申請を開始

※ただし、請求書については押印が必要なため、郵送または持参での提出